

改正

平成21年5月8日告示第39号
平成21年6月23日告示第65号
平成22年5月31日告示第37号
平成25年4月1日告示第151号
平成27年3月31日告示第84号
平成27年4月1日告示第98号
平成27年11月24日告示第100号
平成29年4月3日告示第30号
平成31年4月1日告示第24号
令和3年3月29日告示第46号
令和4年6月9日告示第111号
令和5年3月27日告示第43号
令和7年3月24日告示第30号

桑折町条件付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う条件付一般競争入札の実施にあたり、桑折町財務規則（昭和62年桑折町規則第2号。以下「規則」という。）第111条に基づき、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、桑折町が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、設計金額が3,000万円以上の工事とする。ただし、災害等の緊急工事、特殊工事等特別な事情がある場合はこの限りではない。

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年桑折町訓令第9号。以下「指名等に関する要綱」という。）第5条第1項に規定する工事等

請負有資格者名簿に登録されている者であること。

- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名等に関する要綱第4に規定する指名停止基準に基づいて、指名停止の措置を受けた者にあつては、当該指名停止の期間を経過している者であること。
- (4) 対象となる工事ごとに建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (5) 対象工事に法第26条に定める主任技術者及び監理技術者の設置等必要な人員を配置できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領（平成17年桑折町訓令第12号）により資格の再認定を受けた者であること。
- (7) 法第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者で、工事の種別及び設計額の区分ごとに別表に定める要件を満たしている者であること。ただし、別表に定めのない工事の種別においては、発注の都度、町長が要件を定める。
- (8) 納期到来分までの当該法人に係る諸税に未納がないこと。
- (9) その他、対象工事ごとに、町長が定める要件を満たしている者であること。

（入札参加資格要件の決定）

第3条の2 前条に規定する資格に係る要件は、指名等に関する要綱第3条に規定する指名競争入札参加者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の審議を経たのち、町長が決定するものとする。

（入札の公告）

第4条 町長は対象工事について施行令第167条の6及び規則第112条の規定により、掲示その他の方法により公告するものとする。

2 前項の公告は、桑折町公告式条例（昭和30年桑折町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場及びホームページへの掲載により行う。

3 公告の写しは総務課「以下「入札担当課」という。」において閲覧させる。

（設計図書等の閲覧）

第5条 入札参加希望者に対し、工事請負契約約款、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）

をホームページに掲載するとともに、入札担当課において閲覧させるものとする。

- 2 前項に規定する閲覧の期間は、公告に示す日までとする。
- 3 入札参加希望者は、設計図書等に対して、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（第1号様式。以下「質問書」という。）を町長に提出することができる。
- 4 質問書の提出できる期間は、公告の日から起算して5日間（桑折町の休日を定める条例（平成元年桑折町条例第22号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。
- 5 町長は、前項の規定により提出された質問書について、公告に示す質問受付期間の終了後から3日以内（休日を除く）に、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（第2号様式）により回答する。
- 6 当該質問及び回答の内容をホームページに掲載するとともに、設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

（現場説明）

第6条 現場説明会は行わないものとする。

（入札保証金）

第7条 入札保証金の納付は、規則第114条の規定によるものとする。ただし、規則第115条の規定に該当するときは、入札保証金を免除することができる。

- 2 第23条第2項の規定に基づく通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5に相当する金額を納付させるものとし、公告にその旨を記載するものとする。

（入札書等の郵便入札方式）

第8条 条件付一般競争入札は、入札参加希望者が公告に基づき入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

- 2 入札参加希望者は、入札書（第3号様式）及び入札金額に対応した入札金額の見積内訳書（第4号様式。以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印の上封筒に入れ、一般書留又は簡易書留郵便のいずれかの方法により公告に示す送付先に、公告の示す日を指定して配達日指定郵便で郵送しなければならない。

- 3 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

（1） 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

（2） 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者名、担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）

及び入札書等在中の旨を記載すること。

- (3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に、入札参加希望者の商号又は名称、工事名、開札日及び入札書等在中の旨を記載すること。

(入札書等の提出期日)

第9条 入札書等の提出期日は、開札日の前日とする。ただし、その日が休日の場合は、その前日とする。

(入札書等の保管等)

第10条 総務課長（以下「入札担当課長」という。）は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

2 配達された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(入札の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札金額を訂正している入札
- (5) 公告で示した提出書類がない又は記載内容に不備がある入札
- (6) 第8条に規定する郵送方法によらない入札
- (7) 公告で示した入札書等の提出期日以外の日に到達した入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 入札金額が予定価格を上回る入札
- (2) 入札金額が最低制限価格を下回る入札

(条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成)

第12条 入札担当課長は、開札の前に、中封筒に記載された事項をもとに条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表（第5号様式。以下「一覧表」という。）を作成しなければならない。ただし、開札の前に作成することができないときは、開札後に作成することができる。

2 前項の場合において、いかなる理由があっても中封筒は開封してはならない。

3 入札担当課長は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有していないことが
明らかな者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

(入札回数)

第13条 条件付一般競争入札の入札執行回数は、1回のみとする。

(入札の中止)

第14条 町長は、入札参加者が1社に満たない場合は、条件付一般競争入札を中止とする。

(開札の立会い)

第15条 町長は、あらかじめ、入札参加者の中から開札立会人を選定する。

2 選定された開札立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することはでき
ないものとする。

(開札)

第16条 公告に示す日時及び場所において、前条の規定により入札参加者の中からあらかじめ選定
した開札立会人を立ち合わせて行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 町長は、開札に際し、当該入札事務に関係のない1名以上の町職員を立ち合わせるものとする。

4 町長は、開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項等を確認するとともに、無効又
は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名を読み上げるものとする。

(落札候補者)

第17条 町長は、最低価格で入札した者から第3順位までの入札参加者（前条第4項の規定による
無効又は失格の入札を行ったものを除く。以下「落札候補者」という。）を決定し、開札の場
において、落札候補者及びその入札金額を読み上げるものとする。

2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補者
の順位を決定するものとする。

3 前項のくじは、前条第3項の規定により当該入札の立会人となっている町職員が行うものとし
る。

4 最低価格から2番目又は3番目の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場
合は、第2項及び前項の規定に準じて順位を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第18条 町長は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の
者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(落札候補者に対する通知)

第19条 町長は、落札候補者が開札に立ち会っていないときは、開札後速やかに当該落札候補者に確実な方法により通知するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第20条 町長は、落札候補者が入札参加資格を有しているか確認する場合において、第1順位の落札候補者に対して条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第6号様式)及び公告に示した入札参加資格を確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提出することを通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた落札候補者は、通知を受けた日から起算して2日以内(休日を除く。)に確認書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項に規定する期間内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の入札は無効とする。

(入札参加資格の確認)

第21条 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

2 町長は、落札候補者を決定したときは、前条に規定する確認書類に基づき、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

3 前項の確認は、第1順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者であるか確認できるまで行うものとする。この場合において、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に前条の通知をしなければならない。

4 第2項の確認は、開札日又は前項後段の通知の日から起算して5日以内(休日を除く。)に行い、その結果を条件付一般競争入札確認通知書(第7号様式)により落札候補者に対し速やかに通知しなければならない。

(資格審査委員会による入札参加資格確認の審議)

第22条 前条に規定する入札参加資格の確認において疑義が生じた場合には、資格審査委員会に付議し、審査するものとする。

(落札者の決定等)

第23条 町長は、第21条第2項の規定により、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者及び当該落札者以外の落札候補者に確実な方法

により通知しなければならない。

- 3 落札候補者以外の入札参加者への落札者決定の通知は、工事等の契約に係る入札結果の公表についての取扱い要綱（昭和59年桑折町訓令第11号）の規定により当該入札結果の公表をもってこれに代える。

（その他）

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第39号）

この告示は、平成21年5月8日から施行する。

附 則（平成21年告示第65号）

この告示は、平成21年6月23日から施行する。

附 則（平成22年告示第37号）

この告示は、平成22年6月10日から施行する。

附 則（平成25年告示第151号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第84号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第98号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第100号）

この要領は、平成27年11月24日から施行する。

附 則（平成29年4月3日告示第30号）

この告示は、平成29年4月3日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第24号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第46号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日告示第111号）

この告示は、令和4年6月9日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日告示第 43 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日告示第 30 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

工事の種別	設計金額	評点	地域要件※
一般土木工事	3,000万円以上 1 億円未満	760点以上	町内及び隣接する国見町、伊達市に本社、支店、営業所を有する者
	1 億円以上	1060点以上	町内及び隣接する国見町、伊達市、福島市に本社、支店、営業所を有する者
舗装工事	3,000万円以上	870点以上	町内及び隣接する国見町、伊達市に本社、支店、営業所を有する者
建築工事	3,000万円以上5,000万円未満	710点以上	〃
	5,000万円以上	910点以上	〃
電気設備工事	3,000万円以上	870点以上	〃
暖冷房衛生設備工事	3,000万円以上	710点以上	〃
上水道工事	3,000万円以上	710点以上	〃

※工事の内容によっては、上記の地域要件を拡大することができる。

第1号様式(第5条関係)
第1号様式(第5条関係)

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

桑折町長

住 所
商 号
代表者名
電話番号
(作成担当者)

工 事 名	
質 問 事 項	
(質問事項が多い場合は別紙に記入)	

第2号様式(第5条関係)
第2号様式(第5条関係)

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年 月 日

様

桑折町長

工 事 名	
回 答 事 項	

入 札 書

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	円也
	,			,			,			

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 入 札 保 証 金

入札公告に示す閲覧方法により設計図書並びに質問及び回答等を閲覧の上、上記の通り入札いたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

桑 折 町 長 様

(注1)金額の文字については、頭に〒を附すること。

(注2)入札書の年月日は、作成日又は郵便局窓口提出日を記入すること。

(注3)入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長等で、その委任関係を町に登録している者。)が入札する場合には、当該委任者の住所、名称等を記載し押印すること。

第6号様式(第20条関係)
第6号様式(第20条関係)

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

桑折町長 様

住 所
商 号
代表者名 印
電話番号
(作成担当者)

年 月 日付で入札公告のありました 工事に係る入
札参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 建設業法第3条第1項による許可書(別紙写しのとおり)
- 2 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書(最新のもの)(別紙写しのとおり)
- 3 配置予定技術者等

主任(監理)技術者	氏名	資格
監理技術者資格証交付番号 第		号(監理技術者を必要要件とする場合)

4 同種工事実績

工 種	工事名	発注者名
施工場所	施工年度	年度 元請・下請
工事概要		請負代金の額(千円)

5 現在の従業員・技術者数

従業員数	人	技術者数	人
------	---	------	---

下記事項について誓約いたします。

- ・ この申込書のすべての記載事項は、事実と相違ないこと。
- ・ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・ 契約時又は契約締結後に、工事の重複による配置技術者等の専任違反となる事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議を申し立てないこと。
- ・ 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。特に専任に技術者を要する場合は、入札申込のあった日以前に3箇月以上の雇用関係があること。
- ・ 納期到来分までの当該法人に係る諸税に未納がないこと。

第7号様式(第21条関係)
第7号様式(第21条関係)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

桑折町長

印

先に申請のあった
加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

工事に係る入札参

記

入札参加資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入札公告年月日	年 月 日
対象工事	工事名
	工事場所
入札参加資格が無い と認めた理由	